

1. 専門研修施設群の構成要件

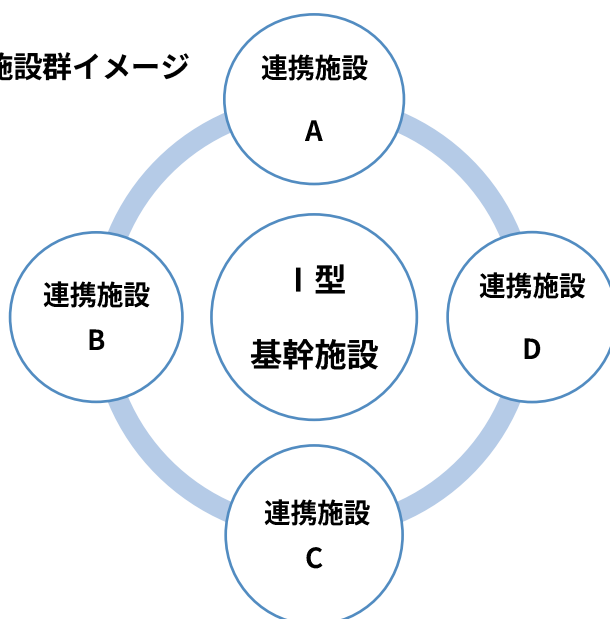
整形外科領域研修委員会が認定した医療機関を専門研修基幹施設（太陽）とし専門研修連携施設を（惑星）と共に研修プログラム群（太陽系）を構成すること。専門研修基幹施設の種類によってⅠ型研修プログラム群（リサーチマインド研修基幹施設中心群）とⅡ型研修プログラム群（高度診療実績保有基幹施設群）とを設け、その基幹施設の基準を下記に記す。

専門研修連携施設数には制限がなく、Ⅱ型研修プログラム群の場合にはリサーチマインドの研修のためにその連携施設群に必ずⅠ型研修プログラム群の基幹施設を含み全専攻医にⅠ型研修施設での研修を必須とすること。Ⅱ型研修プログラム群の連携施設に組み入れるⅠ型研修プログラム群の基幹施設数は1施設だけでなく複数の基幹施設を組み入れることも可。いずれの研修プログラム群の場合でもある専門研修プログラム群内の基幹施設、連携施設が、他の研修プログラム群の連携施設を兼ねることは可とする。

2. Ⅰ型研修プログラム群（リサーチマインド研修基幹施設中心群）の概念図

専門研修連携施設数は自由。各研修領域に求められている必要研修期間を満たしていれば専門研修連携施設の選択の組み合わせも自由で、必ずしもすべての専門研修連携施設で研修しなくても可。

Ⅰ型研修プログラムの施設群イメージ



3. Ⅰ型専門研修プログラム群の基幹施設認定基準

Ⅰ型専門研修プログラム群の基幹施設の条件は、以下の各号を満たすものとし、その認定は整形外科領域研修委員会が行う。

- 1) 特定機能病院または大学病院か医学部付属病院本院であること。
- 2) 専門研修プログラム全体の指導体制、内容、評価に関し監督責任を持つプログラム統括責任者を有し、研修内容に関する監査・調査に対応できる体制を有する医療機関であること。
- 3) 施設実地調査（サイトビジット）による評価を受けること。
- 4) 筆頭著者の所属が当該医療機関である年間の英文論文数が施設全体として30編以上あること。
- 5) 専門医資格を1回以上更新している指導医が5名以上常勤していること。このうち1名は、整形外科

専門研修プログラム統括責任者の任にあたる。

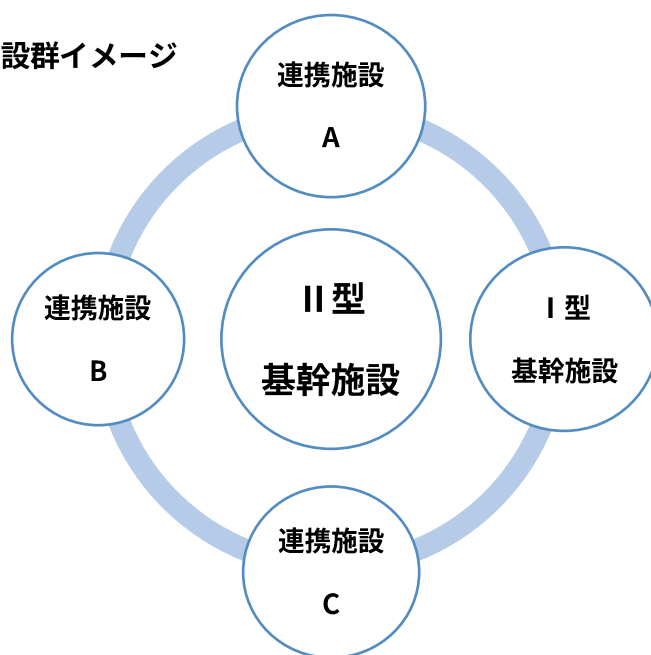
6)日本整形外科学会が指定する調査研究に協力すること。特に、日本整形外科学会症例レジストリー(JOANR)に参加すること。

7)地域医療研修を3か月間以上行うこと。

4. II型専門研修プログラム群（高度診療実績保有基幹施設中心群）の概念図

専門研修連携施設数は自由だがその中に必ずI型研修プログラム群の基幹施設を含むこと。組み入れるI型研修プログラム群の基幹施設は1施設だけでなく複数のI型研修プログラム群の基幹施設を組み入れることも可。

II型研修プログラムの施設群イメージ



5. II型専門研修基幹施設の認定基準

II型専門研修プログラム群の基幹施設の条件は、以下の各号を満たすものとし、その認定は整形外科領域研修委員会が行う。

- 1)原則として初期臨床研修の基幹型臨床研修病院の指定基準を満たすこと。
- 2)専門研修プログラム全体の指導体制、内容、評価に関し監督責任を持つプログラム統括責任者を有し、研修内容に関する監査・調査に対応できる体制を有する医療機関であること。
- 3)施設実地調査（サイトビジット）による評価を受けること。
- 4)専門医資格を1回以上更新している指導医が3名以上常勤していること。
- 5)施設が担当する研修領域として、脊椎・脊髄、上肢・手、下肢、外傷を必ず含むこと(それぞれの領域の指導医及び専攻医の経験症例数を確保していること)。
- 6)整形外科の手術件数が年間500例以上あること。
- 7)整形外科入院患者が常時20名以上いること。
- 8)日本整形外科学会が指定する調査研究に協力すること。特に、日本整形外科学会症例レジストリー

(JOANR)に参加すること。

9)地域性のバランス、当該医療圏における地域医療への配慮がなされたプログラム群を構成できる施設であること。

10)地域医療研修を 3 か月間以上行うこと。

6. 専門研修連携施設の認定基準

地域医療研修施設以外の専門研修連携施設認定の条件は、以下の各号の要件を満たすものとし、その認定は整形外科領域研修委員会が行う。ただし小児整形外科、骨・軟部腫瘍、リハビリテーションの専門病院、障害児（者）専門医療施設等にあつては、(2) の要件を除外する。また地域医療研修施設は(1)、(2)、(5) の要件を除外し、施設に常勤指導医がいない場合の専門研修指導責任者は整形外科専門研修プログラム管理委員会が指定した指導医とする。

(1)指導にあたる複数の専門医が常勤していること。または専門医資格を 1 回以上更新している専門医が 1 名以上常勤していること。このうち、1 名は研修指導責任者の任にあたる。

(2)整形外科研修記録に掲げる術式の手術件数が年間 100 例以上あること。

(3)日本整形外科学会が指定する調査研究に協力すること。特に、日本整形外科学会症例レジストリー(JOANR)に参加すること。

(4)整形外科を標榜科目に含む医療機関であること。

(5)整形外科入院患者が平均 20 名（年間）以上いること。

(6)整形外科診療を適切に行い得るに十分な設備を有すること。

(7)検査室および図書室ならびに病歴の記録管理が整備されていること。